

地域子育て支援事業の 各事業の概要と直近の現状及び実績 (地域子育て部会)

令和6年11月12日

こども
まんなか

(2) 子育て短期支援事業

◆事業概要

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護する。
また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行う。子育て情報サイト等で周知に努め、利用促進につなげる。

◆直近の現状及び実績（年間延べ利用人数）

単位：人日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
施設	770	483	351	349	517	560
里親	—	—	—	212	218	122
合計	770	483	351	561	735	682

- コロナ禍は、施設での受入れが困難となり、利用が減少した。
- R4年度から委託先に「里親」を追加し、受入れ先が増えたことで、安定したサービスの提供ができるようになった。

(2) 子育て短期支援事業

◆量の見込み及び確保方策(案)

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	623	607	593	580	569	735
②確保の内容	623	607	593	580	569	
②-①	0	0	0	0	0	

◆設定理由及び根拠

- 令和2年度～4年度は、コロナ禍で施設等の受入れが困難であった期間があったことを踏まえ、令和元年度と令和5年度の実績と、令和6年度の実績見込を基に利用率を算出した。
- 令和7年度～令和11年度は、0～5歳推定人口×利用率3.2%として、量の見込みを算出した。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

◆事業概要

安心して出産や子育てができるよう、保健師及び看護師が妊産婦とその配偶者等に対して出産・育児の見通しを立てるためのアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援を行います。

◆直近の現状及び実績

	令和4年度 (R5年2月13日～)	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊娠届出数(件)	426	2,930	2,776
合計面談件数(回)	6,607	6,888	5,774

※令和5年2月13日から事業開始(令和4年度の合計面談件数は、令和4年度中に行った面談の全体件数)

※面談は、原則3回(うち2回は全員、1回は希望者)

①妊娠届出時面談【全員】

②妊娠8か月時面談(妊娠7か月頃に全妊婦にアンケートを実施し、希望者に面談を実施)【希望者】

③乳児家庭全戸訪問時に面談(生後4か月までの養育支援訪問を含む)【全員】

(希望者には出生届から乳児家庭全戸訪問までの間に面談を実施。)

生後4か月までに家庭訪問ができなかった家庭についてもその後の訪問で全員に面談ができています。

※①③の面談件数は、面談後に給付する「出産・子育て応援金」の給付実績(令和4年度は遡及申請によりアンケート回答を面談とみなし給付した件数を含む。)

※主な相談内容:妊娠中・産後の体調管理、産前・産後に利用できるサービス、育児相談

(13)産後ケア事業

◆事業概要

分娩施設退院後から一定の期間、医療機関や助産院、対象者の居宅で助産師等が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。

◆直近の現状及び実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	63	115	281	397

※令和2年度から事業開始

※実施施設の拡充、利用者負担額の軽減(令和4年度から)及び対象月齢の拡充(令和5年度から)により、利用延件数が増加傾向。

※ケアの内容:母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導、母親の心理的ケア、適切な授乳ができるためのケア、育児手技に関する具体的な指導及び相談

(13)産後ケア事業

◆事業概要

分娩施設退院後から一定の期間、助産師等が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。医療機関・助産院に宿泊する宿泊型、日中に医療機関・助産院に通う通所型、対象者の居宅でケアを行う訪問型を実施します。

◆直近の現状及び実績

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	63	115	281	397

※令和2年度から事業開始

※実施施設の拡充、利用者負担額の軽減及び対象月齢の拡充により、利用延件数が増加傾向。

利用者負担額の軽減：令和4年度から課税世帯：3割→1割、非課税世帯：2割→0.5割、
生活保護世帯：1割負担→免除

対象月齢の拡充：令和5年度に訪問型を4か月未満→12か月未満に拡充

令和6年度に宿泊型・通所型を4か月未満→12か月未満に拡充

※ケアの内容：母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導、母親の心理的ケア、適切な授乳ができるためのケア、育児手技に関する具体的な指導及び相談